

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年 2 月17日提出
【計算期間】	第 7 期計算期間 (自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日)
【ファンド名】	コア30インデックス (D C 年金)
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 昭
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03 - 3277 - 1818
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年 4 回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （ ）	年 6 回 （ 隔月 ）	欧州	ファミリー ファンド	
	年12回 （ 毎月 ）	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産 （ 投資信託証券（株式 大型株） ）	その他 （ ）	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	その他 （ TOPIX Core30 ）
		中近東 （ 中東 ）		
資産複合 （ ） 資産配分固定型 資産配分変動型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

■属性の定義

その他資産 （ 投資信託証券（株式 大型株） ）	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 大型株に投資を行ない ます。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるも のをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するも のをいう。
その他の指数 （ TOPIX Core30 ）	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいう。 （ 対象インデックスはTOPIX Core30とする。 ）

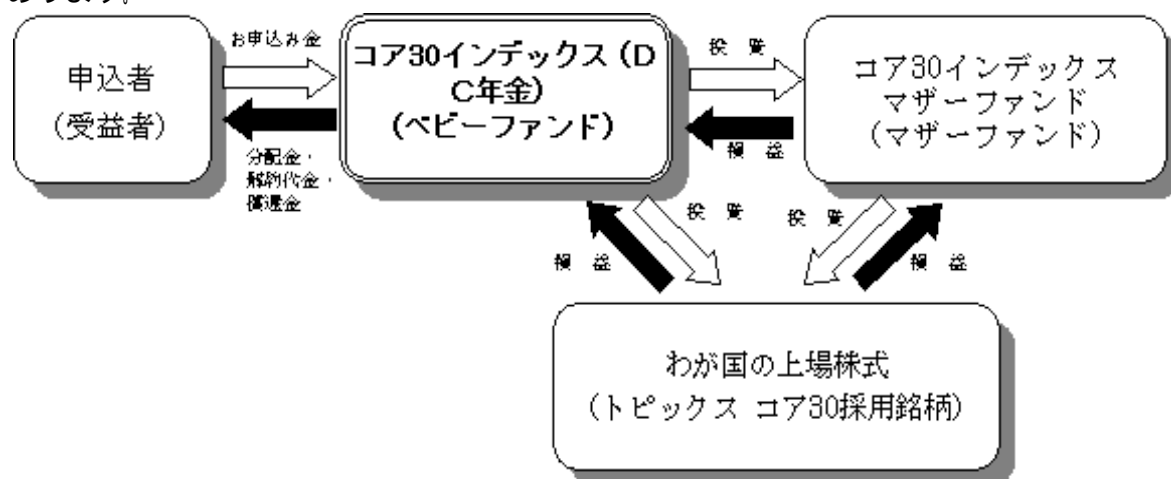
当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産（株式）とは異なります。

当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の皆様からお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンド（コア30インデックス マザーファンド）受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。また、マザーファンドの運用収益はすべてベビーファンドに還元されます。

なお、当ファンドは株式等を直接組入れる場合があります。

また、新たなベビーファンドを設定しコア30インデックス マザーファンドに投資すること、または現在コア30インデックス マザーファンドに投資しているベビーファンドを償還することがあります。



b. ファンドの特色

- トピックス コア30の動きに連動する投資成果を目指します。

「トピックス コア30」は「日本を代表する30の企業群」からなるインデックスであり、わかりやすい銘柄構成となっています。

当ファンドは、この「トピックス コア30」の動きに連動する投資成果をめざし、原則としてコア30インデックス マザーファンド受益証券ならびにインデックス採用銘柄を投資対象として、「ファミリーファンド方式」による運用を行ないます。

当ファンドの基準価額は、トピックス コア30との間に主に日々の追加設定・解約等 に対応した株式売買時における売買委託手数料等を負担することの影響により若干のかい離を生ずることがあります。

運用資金の大幅な変動がある場合は、株式の約定価格と基準価額算定に用いられる終値との価格差次第で連動性に影響がでます。なお、株式市場の大幅な変動に伴い、株式の売買が成立しない場合等には、組入調整ができないこともあります。

< 当ファンドが連動をめざすトピックス コア30とは >

トピックス コア30は、東京証券取引所第一部に属し、原則として、時価総額が大きく流動性が特に高い30銘柄で構成される超大型株指数です。

1998年4月1日（指数算出基準日）の時価総額を1,000ポイントとして、時価総額加重平均方式で算出します。（トピックスと同様の方式です。）

また、市場の実勢をより適切に反映させるため、原則として、年に1回（毎年10月）構成銘柄の見直しを行ないます。

トピックス コア30（TOPIX Core30）は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算

出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。

東京証券取引所は、TOPIX Core30の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIX Core30の算出若しくは公表の停止又はTOPIX Core30の商標の変更若しくは使用の停止を行なう権利を有します。

東京証券取引所は、当ファンドの設定または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

<トピックス コア30の特徴>

■ 時価総額及び流動性の観点から構成銘柄を決定

時価総額及び流動性（売買代金）の観点から構成銘柄を決定しているため、多くのご投資家のみなさまのイメージにあった銘柄構成となっています。

■ 透明性の高い指数

恣意的、不明瞭な銘柄入替等を排除するため、構成銘柄の選定・入替の判断は、数値基準（時価総額及び売買代金）のみにより行ないます。

■ わかりやすい銘柄構成

日本を代表する知名度の高い超大型株から構成されておりますので、大変わかりやすい銘柄構成となっています。

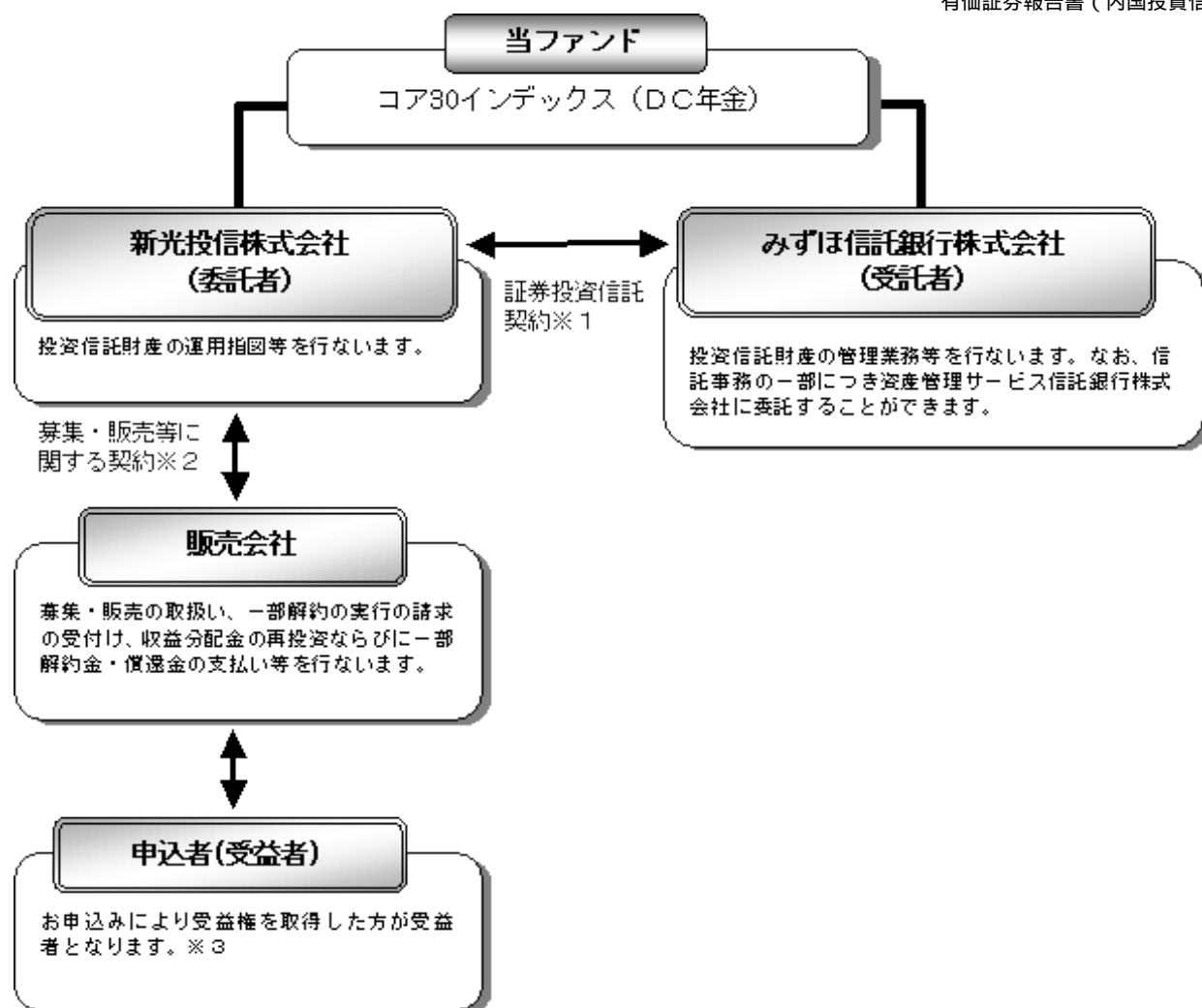
c．信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの仕組み】

a．ファンドの仕組み



1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、販売会社が行なう募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取扱い等を規定しています。

3 確定拠出年金制度の受益者

当ファンドの申込者(受益者)は、信託銀行等の資産管理機関等となります。

b. 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株

(ロ) 委託会社の沿革

昭和36年6月	大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得
昭和44年10月	新和光投信委託株式会社に社名変更
昭和61年11月	有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可
平成8年8月	投資顧問業者の登録

平成 8 年12月 投資一任契約に係る業務の認可
 平成 9 年11月 投資信託の直接販売業務の認可
 平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ
 なし認可
 平成12年 4 月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

（八）大株主の状況

（本書提出日現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
新光証券株式会社	東京都中央区八重洲 2 - 4 - 1	1,393,462株	76.42%
株式会社新光総合研究所	東京都中央区日本橋 1 - 17 - 10	120,000	6.58
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3	91,029	4.99

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a．基本方針

当ファンドは、コア30インデックス マザーファンド受益証券ならびに東京証券取引所の株価指数「トピックス コア30」の採用銘柄（採用予定銘柄を含みます。）に投資を行ない、「トピックス コア30」株価指数に連動する投資成果をめざした運用を行ないます。

b．運用の方法

（イ）主要投資対象

コア30インデックス マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびにわが国の上場株式を主要投資対象とします。

（ロ）投資態度

株式への投資にあたっては、原則としてマザーファンドならびに「トピックス コア30」の採用銘柄（採用予定銘柄を含みます。）に投資を行ないます。

資金の流出入にあたっては、ポートフォリオの実質組入銘柄構成比率が「トピックス コア30」の時価構成比率から大きく変化しないように、マザーファンドおよび株式の売買を行なうよう努めます。

株式の実質組入比率は高位を保ちますが、資金の流出入の調整等のため株価指数先物取引等を利用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

当ファンドの基準価額は、トピックス コア30との間に主に日々の追加設定・解約等に対応した株式売買時における売買委託手数料等を負担することの影響により若干の乖離を生ずることがあります。

運用資金の大幅な変動がある場合は、株式の約定価格と基準価額算定に用いられる終値との価格差次第で連動性に影響がでます。なお、株式市場の大幅な変動に伴い、株式の売買が成立しない場合等には、組入調整ができないこともあります。

（ハ）主な投資制限

株式への実質投資割合には特に制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

マザーファンドの運用方針

コア30インデックス マザーファンド

1. 基本方針

この投資信託は、東京証券取引所の株価指数「トピックス コア30」の採用銘柄（採用予定銘柄を含みます。）に投資を行ない、「トピックス コア30」株価指数に連動する投資成果をめざした運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

株式への投資にあたっては、原則として「トピックス コア30」の採用銘柄（採用予定銘柄を含みます。）に投資を行ないます。

資金の流入にあっては、ポートフォリオの組入銘柄構成比率が「トピックス コア30」の時価構成比率から大きく変化しないように株式の売買を行なうよう努めます。

株式の組入比率は高位を保ちますが、資金の流入の調整等のため株価指数先物取引等を利用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行なうことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価額変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資は行ないません。

3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

平成21年2月17日現在、「コア30インデックス マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

ファンド名
コア30インデックス

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

b．運用の指図範囲

（イ）委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたコア30インデックス マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。有価証券は、本邦通貨表示のものに限りま。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

1．株券または新株引受権証書

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。）

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

6．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

（ロ）委託者は、信託金を、上記（イ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（ハ）上記（イ）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記（ロ）に掲げる金融商品により運用をすることの指図をすることができます。

c．先物

（イ）委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに

外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

d．スワップ

（イ）委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

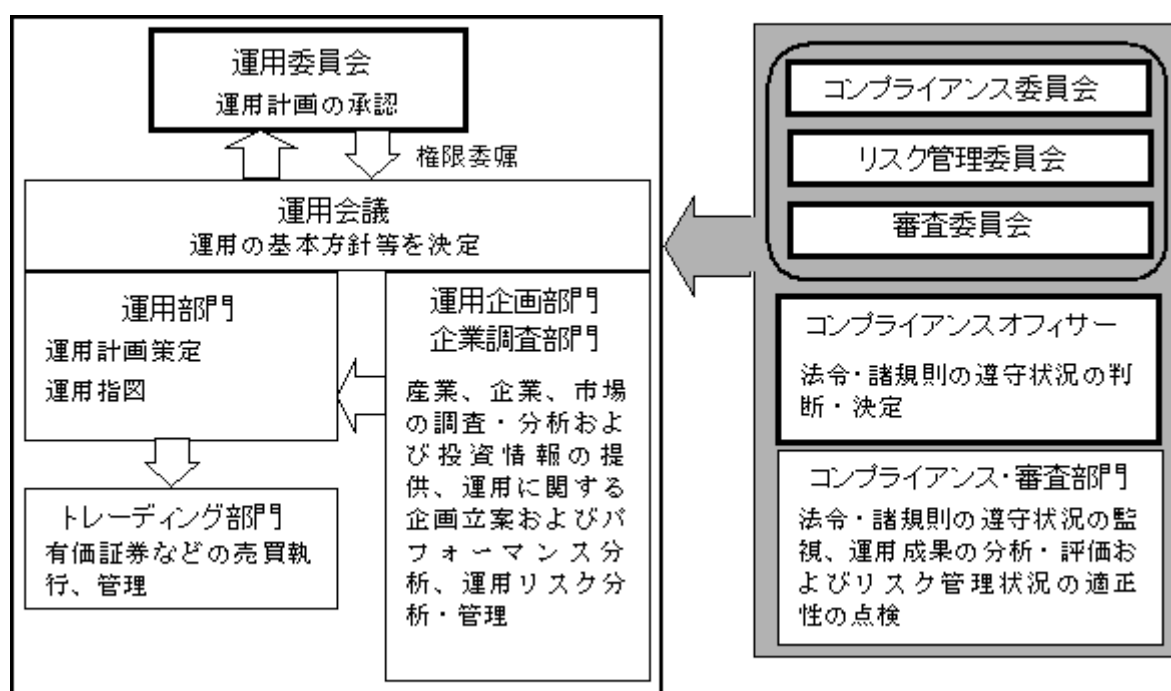
（ニ）上記（ハ）において、投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ホ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ヘ）委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（３）【運用体制】

a．当ファンドの運用体制



平成21年2月17日現在、コンプライアンスオフィサーは1名、コンプライアンス・審査部は10名です。人員は今後変更になることがあります。

● PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体（運用部門、運用企画部門、企業調査部門）で開催し、モデル資産配分方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・各運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス・審査部門およびコンプライアンスオフィサーはこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

● D0

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行ないます。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行ないます。

● SEE

- ・コンプライアンス・審査部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行ない、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行ないます。
- ・コンプライアンス・審査部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行ないます。

< 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受取っています。

b．運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

(4) 【分配方針】

a．収益分配は年1回、原則として、11月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日。）の決算時に以下の方針に基づき収益の分配行ないます。

- 1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2．分配金額は、計算期間中の利子・配当収益等に基づき決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3．留保益の運用については、特に制限を設けず、基本方針に基づいた運用を行ないます。

b．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき

は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- c．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

(5) 【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a．株式への投資割合

株式への実質投資割合には、特に制限を設けません。

b．同一銘柄への投資割合

(イ) 委託者は、取得時において投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c．外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

d．投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

e．信用取引の指図範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券

f．私募有価証券等への投資制限

委託者は、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

g．有価証券の貸付けの指図および範囲

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えない範囲内で貸付けの指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部解約を指図するものとします。

(ハ) 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

h．資金の借入れ

(イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財

産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

（ロ）資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- １．一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- ２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
- ３．借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。

（ハ）借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（ニ）借入金の利息は、投資信託財産中より支払われます。

法令に定める投資制限

a．同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

3【投資リスク】

（1）ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因になります。従って、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

a．株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、当該実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

b．金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

c．信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

d．流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

e．基準価額とトピックス コア30のかい離

当ファンドは、トピックス コア30との連動を目指して運用を行ないますが、当ファンドの基準価額とトピックス コア30の間にはかい離が生ずることがあります。これは主に次の要因によるものです。

- ・ 信託報酬等の管理費用および株式売買委託手数料等の取引コストの負担
- ・ トピックス コア30の対象銘柄を当ファンドが一部組入れていない場合等、当ファンドとトピックス コア30の構成に違いがある場合
- ・ トピックス コア30の算出株価と当ファンドの株式売買時の約定価格との差によるもの
- ・ 解約資金等に対応するため、当ファンドが現金を保有していることによるもの

f．他のベビーファンドの影響

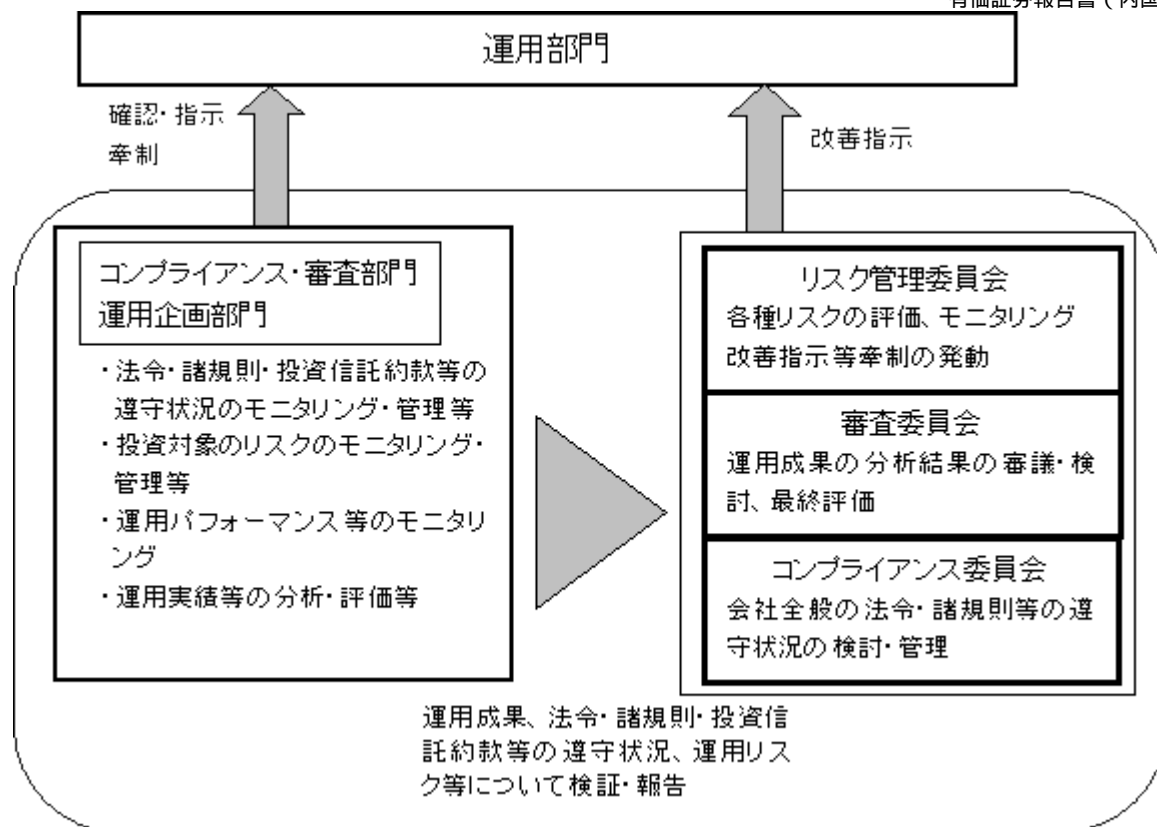
当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド（ベビーファンド）において、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

g．投資信託に関する一般的リスク

- （イ）法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- （ロ）投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、投資信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- （ハ）短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- （ニ）証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

（2）リスク管理体制

- | | |
|---------------|---|
| パフォーマンスの分析・管理 | ： 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行ないます。 |
| 運用リスクの管理 | ： 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行ないます。 |



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ご解約時の手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の84の率（0.84％）（税込）を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託者	純資産総額に対し年0.2625％（税込）
	販売会社	純資産総額に対し年0.4725％（税込）
	受託者	純資産総額に対し年0.1050％（税込）

(4)【その他の手数料等】

- 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。
- 監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。
- 証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および外国での資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金制度にかかる持分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(平成20年12月30日現在)

分 類	資産の種類		国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	親投資 信託	コア30インデックス	日 本	円	時価	%
		マザーファンド受益証券		33,431,523		99.9
			小 計	円 33,431,523	-	% 99.9
その他 資産	コール・ローン等		日 本	円 33,216	負債控除後の 取得価額	% 0.1
-	純資産総額			円 33,464,739	-	% 100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(参 考)

当ファンドは、「コア30インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成20年12月30日現在)

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式		円		%
		日 本	3,780,960,200	時価	99.3
			円		%
		小 計	3,780,960,200	-	99.3
その他 資産	コール・ローン等	日 本	円 27,902,265	負債控除後の 取得価額	% 0.7
-	純資産総額		円 3,808,862,465	-	% 100.0

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年12月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	数量(口)	帳簿価額		評価額		投資比率
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	

1	コア30インデックス マザーファンド受益証券	日本	親投資信託	46,737,765	0.7353	34,366,279	0.7153	33,431,523	99.90
---	---------------------------	----	-------	------------	--------	------------	--------	------------	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成20年12月30日現在）

種 類	投資比率（％）
親 投 資 信 託	99.90
合 計	99.90

株式業種別投資比率（平成20年12月30日現在）

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参 考）

当ファンドは、「コア30インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

（平成20年12月30日現在）

順位	銘 柄 名	国・地域	種類	業 種	株 数	帳 簿 価 額		評 価 額		投資比率（％）
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	126,600	3,793.16	480,215,058	2,905	367,773,000	9.65
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	566,400	613.82	347,667,799	549	310,953,600	8.16
3	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	441	428,617.21	189,020,189	468,000	206,388,000	5.41
4	東京電力	日本	株式	電気・ガス業	62,100	2,892.84	179,645,763	3,000	186,300,000	4.89
5	任天堂	日本	株式	その他製品	5,200	32,471.28	168,850,662	33,750	175,500,000	4.60
6	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	37,400	5,067.86	189,538,043	4,640	173,536,000	4.55
7	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	961	159,633.24	153,407,547	176,400	169,520,400	4.45
8	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	84,200	2,387.03	200,988,029	1,906	160,485,200	4.21
9	キャノン	日本	株式	電気機器	57,100	3,467.49	197,994,006	2,770	158,167,000	4.15
10	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	405	407,958.02	165,222,998	376,000	152,280,000	3.99
11	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	540	247,532.54	133,667,571	257,700	139,158,000	3.65
12	東日本旅客鉄道	日本	株式	陸運業	181	708,963.82	128,322,451	689,000	124,709,000	3.27
13	セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	38,800	3,101.15	120,324,784	3,050	118,340,000	3.10
14	パナソニック	日本	株式	電気機器	105,000	1,588.07	166,747,432	1,113	116,865,000	3.06
15	東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	41,900	3,181.72	133,314,175	2,580	108,102,000	2.83
16	ソニー	日本	株式	電気機器	52,300	2,331.15	121,919,302	1,922	100,520,600	2.63
17	三菱地所	日本	株式	不動産業	68,000	1,756.22	119,422,974	1,447	98,396,000	2.58
18	K D D I	日本	株式	情報・通信業	151	598,909.60	90,435,350	635,000	95,885,000	2.51
19	三菱商事	日本	株式	卸売業	72,600	1,577.27	114,510,496	1,238	89,878,800	2.35
20	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	23,100	4,242.91	98,011,333	3,630	83,853,000	2.20
21	新日本製鐵	日本	株式	鉄鋼	271,000	334.08	90,537,282	290	78,590,000	2.06
22	三井物産	日本	株式	卸売業	84,000	917.75	77,091,067	901	75,684,000	1.98

23	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品先物取引業	102,300	910.59	93,154,147	729	74,576,700	1.95
24	日本たばこ産業	日本	株式	食料品	245	350,657.09	85,910,988	295,000	72,275,000	1.89
25	信越化学工業	日本	株式	化学	17,200	4,899.82	84,276,964	4,070	70,004,000	1.83
26	第一三共	日本	株式	医薬品	30,400	1,902.39	57,832,931	2,100	63,840,000	1.67
27	ジェイ エフ イー ホールディングス	日本	株式	鉄鋼	26,300	2,695.74	70,898,206	2,335	61,410,500	1.61
28	日立製作所	日本	株式	電気機器	165,000	480.25	79,242,716	345	56,925,000	1.49
29	小松製作所	日本	株式	機械	45,800	1,146.67	52,517,728	1,118	51,204,400	1.34
30	日産自動車	日本	株式	輸送用機器	124,500	433.47	53,967,952	320	39,840,000	1.04

種類別投資比率（平成20年12月30日現在）

種 類	投資比率（％）
株 式	99.26
合 計	99.26

株式業種別投資比率（平成20年12月30日現在）

業 種	投資比率（％）
食 料 品	1.89
化 学	1.83
医 薬 品	8.43
鉄 鋼	3.67
機 械	1.34
電気機器	11.35
輸送用機器	14.91
その他製品	4.60
電気・ガス業	4.89
陸運業	3.27
情報・通信業	12.38
卸 売 業	4.34
小 売 業	3.10
銀 行 業	15.81
証券、商品先物取引業	1.95
保 険 業	2.83
不動産業	2.58
合 計	99.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第1期計算期間末	39,748,467	39,748,467	7,950	7,950
第2期計算期間末	42,641,179	42,641,179	8,528	8,528
第3期計算期間末	46,472,358	46,472,358	9,294	9,294
第4期計算期間末	59,706,177	59,731,177	11,941	11,946
第5期計算期間末	65,830,406	65,855,415	13,161	13,166
第6期計算期間末	60,277,653	60,277,653	12,047	12,047
第7期計算期間末 (平成20年11月17日)	34,433,604	34,433,604	6,882	6,882
平成19年12月末日	61,049,577	-	12,201	-
平成20年1月末日	56,070,602	-	11,206	-
平成20年2月末日	54,392,093	-	10,870	-
平成20年3月末日	49,482,800	-	9,889	-
平成20年4月末日	57,521,437	-	11,496	-
平成20年5月末日	59,271,620	-	11,846	-
平成20年6月末日	55,470,150	-	11,086	-
平成20年7月末日	55,032,462	-	10,998	-
平成20年8月末日	52,583,471	-	10,509	-
平成20年9月末日	45,929,443	-	9,179	-
平成20年10月末日	36,158,733	-	7,226	-
平成20年11月末日	32,661,700	-	6,527	-
平成20年12月末日	33,464,739	-	6,688	-

(注)基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第1期計算期間 (平成14年11月15日)	0円
第2期計算期間 (平成15年11月17日)	0円
第3期計算期間 (平成16年11月15日)	0円
第4期計算期間 (平成17年11月15日)	5円
第5期計算期間 (平成18年11月15日)	5円
第6期計算期間 (平成19年11月15日)	0円
第7期計算期間 (平成20年11月17日)	0円

【収益率の推移】

決算期	収益率
第1期計算期間 (平成14年11月15日)	20.5%

第2期計算期間 (平成15年11月17日)	7.3%
第3期計算期間 (平成16年11月15日)	9.0%
第4期計算期間 (平成17年11月15日)	28.5%
第5期計算期間 (平成18年11月15日)	10.3%
第6期計算期間 (平成19年11月15日)	8.5%
第7期計算期間 (平成20年11月17日)	42.9%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。なお、第１期計算期間の収益率は、１万口当たりの当初元本を基準に算出しています。

（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成13年10月19日	関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成13年11月6日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（イ）当ファンドは、確定拠出年金専用ファンドのため、確定拠出年金制度を利用する場合に限り取得できます。

ただし、ファンド設定時に委託者もしくはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合を除きます。

当ファンドの取得申込者および受益者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて取得の申込みを行なう、資産管理機関等に限るものとします。

（ロ）取得申込者は、1円単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。

（ハ）取得申込者は、販売会社取引口座を開設の上、当初申込み時に、販売会社との間で「コア30インデックス（DC年金）自動継続投資約款」（別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。なお、申込金額に対して利息は付利されません。

（二）当ファンドの取得申込みの受付けは、営業日の午後2時（本邦取引所が半休日の場合は午前10時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

ただし、当ファンドおよびコア30インデックス マザーファンドが行なう株式取引および株価指数先物取引（以下「株式等取引」といいます。）のうち主として取引を行なうものについて、以下の場合、委託者の判断により、販売会社は、当該取得の申込みを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消しすることができます。

- ・株式等取引にかかる取引所の当日の午後の立会（半休日においては、午前の立会とします。以下同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき
- ・株式等取引にかかる取引所の当日の午後の立会終了時における当該株式等取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドおよびコア30インデックス マザーファンドの当該株式等取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

2 【換金（解約）手続等】

a. 一部解約（解約請求によるご解約）

（イ）受益者は、1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、申込受付時間は、原則として営業日の午後2時（本邦取引所が半休日の場合は午前10時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

（ロ）受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（ハ）委託者は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録

が行なわれます。

（二）一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額とします。

なお、一部解約の価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時（半日営業日は正午まで）です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ

(<http://www.shinkotoushin.co.jp/>) または、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額は、前日以前のもとなります。

（ホ）一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払います。

（ヘ）委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。

また、当ファンドおよびコア30インデックス マザーファンドが行なう株式取引および株価指数先物取引（以下「株式等取引」といいます。）のうち主として取引を行なうものについて、以下の場合には、委託者の判断により、販売会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消しすることができます。

- ・株式等取引にかかる取引所の当日の午後の立会（半休日においては、午前の立会とします。以下同じ。）が行なわれないときもしくは停止されたとき
- ・株式等取引にかかる取引所の当日の午後の立会終了時における当該株式等取引の呼値が当該取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当ファンドおよびコア30インデックス マザーファンドの当該株式等取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（ト）上記（ヘ）により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記（二）の規定に準じて計算された価額とします。

b. 受益権の買取り

買取りによる換金はできません。ただし、販売会社が任意に買取場合がありますので、販売会社でご確認下さい。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせ下さい。

い。

新光投信株式会社 ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-104-694
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時(半日営業日は正午まで)です。)
インターネットホームページ
<http://www.shinkotoushin.co.jp/>

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の終値で評価

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年11月16日から翌年11月15日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間終了の日とします。

(5) 【その他】

a. 信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

約款第47条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（ロ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

（二）受託者は、委託者の承諾を受けて、その任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b．信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．信託約款の変更

（イ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（ロ）委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記（イ）の規定にしたがいます。

c．異議申立ておよび受益権の買取請求

信託契約の解約または信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a．信託の終了」または「b．信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

d．運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

e．公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託

契約に関する事業を承継させることがあります。

g．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

h．関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

2【受益者の権利等】

a．収益分配金請求権

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

b．一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

c．償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日まで）に受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金については、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成19年8月15日付内閣府令第65号及び平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成18年11月16日から平成19年11月15日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）については内閣府令第65号改正後の財務諸表等規則及び内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第6期計算期間（平成18年11月16日から平成19年11月15日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第7期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第6期計算期間（平成18年11月16日から平成19年11月15日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本監査法人による監査を受けております。また、第7期計算期間（平成19年11月16日から平成20年11月17日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1 【財務諸表】

コア30インデックス（DC年金）財務諸表

(1) 【貸借対照表】

区 分	注記 番号	第6期 [平成19年11月15日現在]	第7期 [平成20年11月17日現在]
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		343,663	250,513
親投資信託受益証券		60,222,182	34,398,156
未収利息		4	1
流動資産合計		60,565,849	34,648,670
資産合計		60,565,849	34,648,670

負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		35,819	26,698
未払委託者報酬		250,648	186,843
その他未払費用		1,729	1,525
流動負債合計		288,196	215,066
負債合計		288,196	215,066
純資産の部			
元本等			
元本	1	50,037,145	50,037,145
剰余金			
期末剰余金（ 欠損金 ）		10,240,508	15,603,541
（うち分配準備積立金）		(15,807,156)	(15,807,156)
剰余金合計	2	10,240,508	15,603,541
元本等合計		60,277,653	34,433,604
純資産合計		60,277,653	34,433,604
負債・純資産合計		60,565,849	34,648,670

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区 分	注記 番号	第6期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第7期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
		金 額（円）	金 額（円）
営業収益			
受取利息		701	606
有価証券売買等損益		4,997,137	25,394,026
営業収益合計		4,996,436	25,393,420
営業費用			
受託者報酬		72,027	55,972
委託者報酬		504,065	391,677
その他費用		3,485	2,980
営業費用合計		579,577	450,629
営業損失金額		5,576,013	25,844,049
経常損失金額		5,576,013	25,844,049
当期純損失金額		5,576,013	25,844,049
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	-
期首剰余金		15,810,935	10,240,508
剰余金増加額		5,586	-
（当期一部解約に伴う剰余金増加額）		(-)	(-)
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(5,586)	(-)
剰余金減少額		-	-
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(-)	(-)
（当期追加信託に伴う剰余金減少額）		(-)	(-)
分配金	1	-	-
期末剰余金（ 欠損金 ）		10,240,508	15,603,541

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第6期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第7期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	—————	計算期間に関する事項 当計算期間終了日に該当する日が休業日のため、当計算期間は平成19年11月16日から平成20年11月17日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	第6期 [平成19年11月15日現在]	第7期 [平成20年11月17日現在]
1期首元本額	50,019,471円	50,037,145円
期中追加設定元本額	17,674円	- 円
期中一部解約元本額	- 円	- 円
2元本の欠損	—————	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は15,603,541円であります。
計算期間末日における受益権の総数	50,037,145口	50,037,145口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第6期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第7期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,365円）及び分配準備積立金（15,807,156円）より分配対象収益は15,816,521円（1万口当たり3,160.95円）であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に定める収益調整金（9,365円）及び分配準備積立金（15,807,156円）より分配対象収益は15,816,521円（1万口当たり3,160.95円）であります。分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第6期 [平成19年11月15日現在]		第7期 [平成20年11月17日現在]	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託 受益証券	60,222,182	5,017,730	34,398,156	25,341,332
合 計	60,222,182	5,017,730	34,398,156	25,341,332

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	第6期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第7期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	第6期 [平成19年11月15日現在]	第7期 [平成20年11月17日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	第6期 自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	第7期 自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
	該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

	第6期 [平成19年11月15日現在]	第7期 [平成20年11月17日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2047円 (12,047円)	0.6882円 (6,882円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	コア30インデックス マザーファンド	46,781,118	34,398,156	
合 計		46,781,118	34,398,156	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「コア30インデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「コア30インデックス マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,528,242	9,700,929
株式		6,572,678,500	3,671,735,900
未収配当金		43,097,250	48,223,700
未収利息		117	75
流動資産合計		6,624,304,109	3,729,660,604
資産合計		6,624,304,109	3,729,660,604
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	5,187,534,030	5,072,265,848
剰余金			
剰余金（ 欠損金 ）		1,436,770,079	1,342,605,244
剰余金合計	2	1,436,770,079	1,342,605,244
元本等合計		6,624,304,109	3,729,660,604
純資産合計		6,624,304,109	3,729,660,604
負債・純資産合計		6,624,304,109	3,729,660,604

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価 で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 所及び外国金融商品市場における最終 相場（最終相場のないものについて は、それに準じる価額）又は金融商品 取引所の発表する基準値段に基づいて 評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日におい て、確定配当金額又は予想配当金額を 計上しております。ただし、平成19年6 月30日以前においては、原則として、そ の金額が確定しているものについては 当該金額、未だ確定していない場合に は予想配当金額の90%を計上し、残額 については入金時に計上してありま す。	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日におい て、確定配当金額又は予想配当金額を 計上しております。

(重要な会計方針の変更)

自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
--------------------------------	--------------------------------

従来、信託財産が保有する株式の配当金については、原則として株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合は、当該金額を、確定していない場合は、予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上していましたが、「投資信託に関する会計規則に関する細則」（「社団法人投資信託協会規則」）の改正に伴い、平成19年7月1日以降、新たに計上する配当金については、原則として配当落ち日において当該配当金額全額を計上することとなりました。 なお、この変更に伴う影響額は軽微であります。	
---	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
1本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	6,527,480,196円	5,187,534,030円
同期中における追加設定元本額	902,288,026円	190,651,305円
同期中における一部解約元本額	2,242,234,192円	305,919,487円
同期末における元本の内訳		
コア30インデックス	5,140,374,921円	5,025,484,730円
コア30インデックス（DC年金）	47,159,109円	46,781,118円
合 計	5,187,534,030円	5,072,265,848円
2元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,342,605,244円であります。
本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	5,187,534,030口	5,072,265,848口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成19年11月15日現在]		[平成20年11月17日現在]	
	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	6,572,678,500	469,086,300	3,671,735,900	366,329,198
合 計	6,572,678,500	469,086,300	3,671,735,900	366,329,198

（注）貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

区 分	自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
	該当事項はありません。	同左

取引の時価等に関する事項

種 類	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
	該当事項はありません。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

	自 平成18年11月16日 至 平成19年11月15日	自 平成19年11月16日 至 平成20年11月17日
--	--------------------------------	--------------------------------

	該当事項はありません。	同左
--	-------------	----

(1口当たり情報)

	[平成19年11月15日現在]	[平成20年11月17日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2770円 (12,770円)	0.7353円 (7,353円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘 柄	株式数	評 価 額		備 考
		単価(円)	金額(円)	
日本たばこ産業	231	311,000	71,841,000	
信越化学工業	16,200	4,490	72,738,000	
武田薬品工業	35,300	4,820	170,146,000	
アステラス製薬	21,800	4,040	88,072,000	
第一三共	28,700	1,964	56,366,800	
新日本製鐵	256,000	277	70,912,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	24,900	2,210	55,029,000	
小松製作所	43,300	1,163	50,357,900	
日立製作所	156,000	462	72,072,000	
パナソニック	99,000	1,489	147,411,000	
ソニー	49,400	2,090	103,246,000	
キヤノン	54,000	2,935	158,490,000	
日産自動車	117,600	369	43,394,400	
トヨタ自動車	119,600	3,130	374,348,000	
本田技研工業	79,500	2,145	170,527,500	
任天堂	4,900	30,500	149,450,000	
東京電力	58,700	2,885	169,349,500	
東日本旅客鉄道	173	753,000	130,269,000	
日本電信電話	422	419,000	176,818,000	
KDDI	143	595,000	85,085,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	908	156,400	142,011,200	
三井物産	79,000	824	65,096,000	
三菱商事	68,600	1,270	87,122,000	
セブン&アイ・ホールディングス	36,700	3,020	110,834,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	505,600	585	295,776,000	
三井住友フィナンシャルグループ	388	354,000	137,352,000	
みずほフィナンシャルグループ	517	240,200	124,183,400	
野村ホールディングス	96,600	837	80,854,200	
東京海上ホールディングス	39,500	3,120	123,240,000	
三菱地所	64,000	1,396	89,344,000	
合 計	2,057,682		3,671,735,900	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成20年12月30日現在）

「コア30インデックス（DC年金）」

資産総額	33,496,971	円
負債総額	32,232	円
純資産総額（ - ）	33,464,739	円
発行済口数	50,037,145	口
1万口当たり純資産額（ / ）	6,688	円

（参考）

「コア30インデックス マザーファンド」

資産総額	3,849,652,213	円
負債総額	40,789,748	円
純資産総額（ - ）	3,808,862,465	円
発行済口数	5,324,787,423	口
1万口当たり純資産額（ / ）	7,153	円

第5 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	50,000,000口	0口
第2期計算期間	0口	0口
第3期計算期間	0口	0口
第4期計算期間	0口	0口
第5期計算期間	19,471口	0口
第6期計算期間	17,674口	0口
第7期計算期間	0口	0口

（注）第1期計算期間の設定口数は、当初の自己設定口数です。

第三部 【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a . 資本金の額

現在の資本金の額	45億2,430万円
会社が発行する株式総数	3,000,000株
発行済株式総数	1,823,250株
直近 5 ヶ年における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。	

b . 委託会社の機構

(イ) 株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

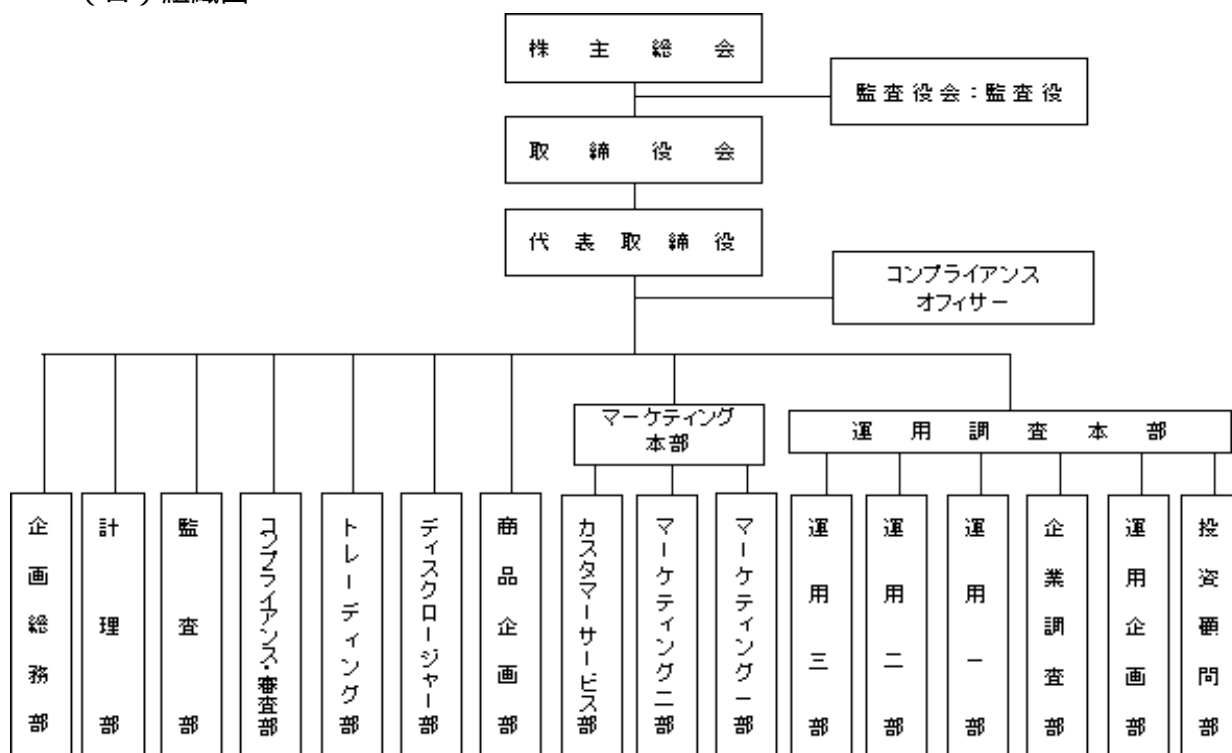
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

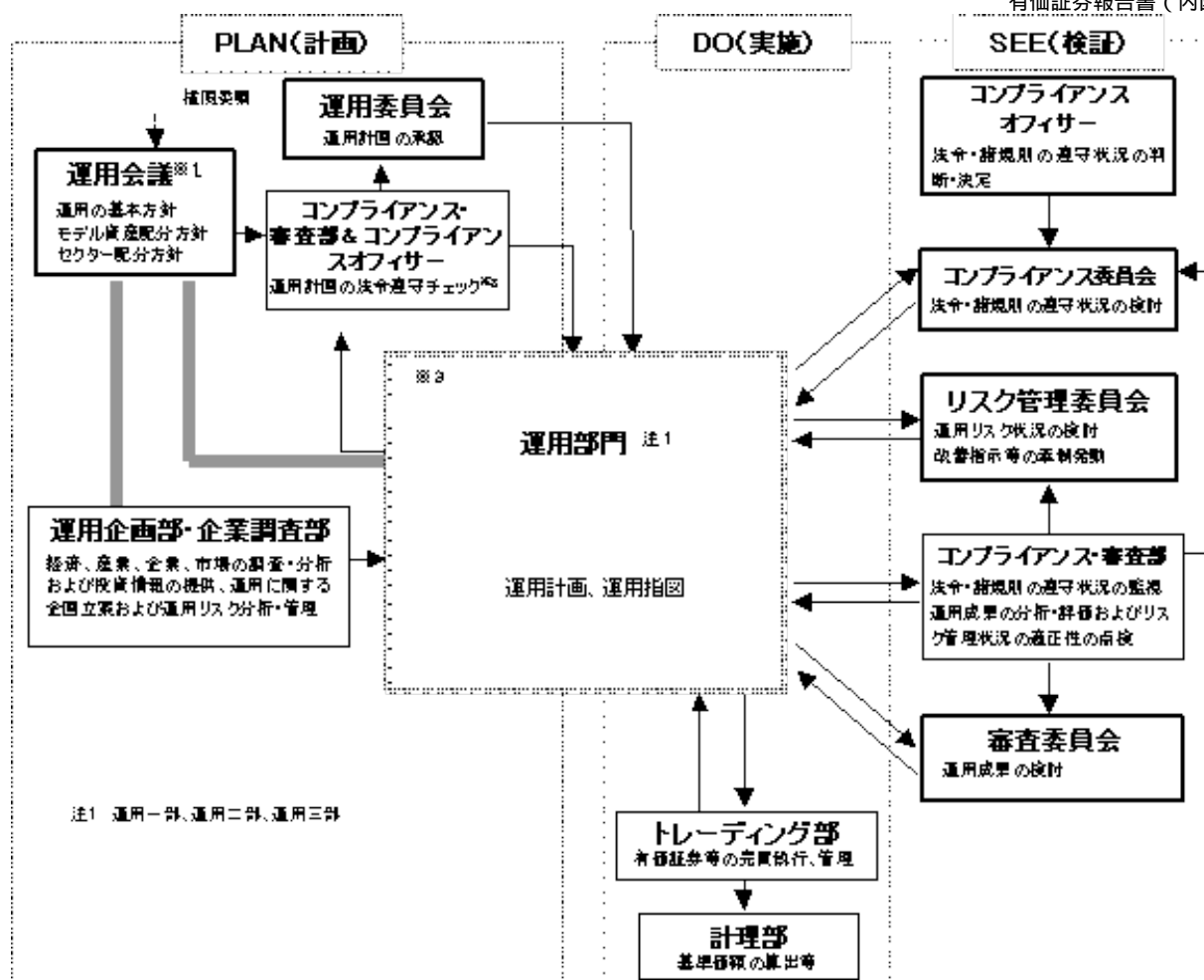
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要な業務執行に関する事項を決定します。

(ロ) 組織図



(ハ) 投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

※1 運用会議は運用企画部・企業調査部、運用部門(運用一部～三部)で構成されます。

※2 コンプライアンス・審査部およびコンプライアンス・オフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは取締役会からの委任を受けたものです。

※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行ないます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

平成20年12月30日現在、委託者が運用を行なっている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成20年12月30日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	148	1,223,240
株式投資信託（合計）	119	802,559
単位型	2	8,026
追加型	117	794,533
公社債投資信託（合計）	29	420,680
単位型	2	1,125
追加型	27	419,555

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条および第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第47期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第48期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表及び第49期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人保森会計事務所による監査及び中間監査を受けております。

3. 当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

1. 財務諸表等

(1) 財務諸表

(1)【貸借対照表】

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)						
流動資産						
現金及び預金			3,745,600			4,433,825
有価証券			6,017,973			10,923,754
支払委託金	1		1,346			-
収益分配金		1,346			-	
前払金			36,274			24,501
前払費用			15,718			14,672
未収入金			307			537
未収委託者報酬			2,355,135			1,939,794
未収収益			30,711			35,695
繰延税金資産			220,195			207,652
その他			3,697			5,559
流動資産計			12,426,961	46.6		17,585,993
固定資産						
有形固定資産			67,312	0.2		62,235
建物	2	28,572			26,479	
器具・備品	2	38,739			35,756	
無形固定資産			203,720	0.8		163,335
電話加入権		333			91	
ソフトウェア	3	203,386			163,244	
投資その他の資産			13,997,288	52.4		8,201,355

投資有価証券	13,216,812		7,089,236	
関係会社株式	77,100		77,100	
長期貸付金	2,136		1,465	
長期前払費用	348		303	
長期未収入金	37,040		26,400	
長期差入保証金	122,504		123,399	
前払年金費用	16,287		355,950	
長期性預金	500,000		500,000	
その他	28,500		27,500	
貸倒引当金	3,440		-	
固定資産計		14,268,321		8,426,926
資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920

		第47期 (平成19年3月31日)		第48期 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
預り金		9,651		12,823	
未払金		1,560,462		1,341,353	
未払収益分配金		2,431		1,258	
未払償還金		184,816		127,719	
未払手数料	1	1,245,602		1,039,572	
その他未払金		127,611		172,802	
未払費用	1	109,573		110,089	
未払法人税等		714,805		691,961	
賞与引当金		224,500		245,300	
役員賞与引当金		27,500		32,000	
その他流動負債		24,068		23,997	
流動負債計		2,670,560	10.0	2,457,524	9.4
固定負債					
繰延税金負債		486,004		43,170	
退職給付引当金		-		185,524	
役員退職慰労引当金		47,516		57,166	
執行役員退職慰労引当金		46,083		76,500	
その他固定負債		24,068		-	
固定負債計		603,673	2.3	362,361	1.4
負債合計		3,274,234	12.3	2,819,886	10.8
(純資産の部)					
株主資本					
資本金		4,524,300	17.0	4,524,300	17.4
資本剰余金		2,761,700	10.0	2,761,700	10.6
資本準備金		2,761,700		2,761,700	
利益剰余金		15,030,371	56.3	15,539,426	59.7
利益準備金		360,493		360,493	
その他利益剰余金		14,669,878		15,178,933	
特別償却準備金		1,414		-	
別途積立金		12,118,000		12,118,000	
繰越利益剰余金		2,550,463		3,060,933	
自己株式		4,616	0.0	4,616	0.0

株主資本合計		22,311,755	83.6	22,820,810	87.7
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金		1,109,292		372,224	
評価・換算差額等合計		1,109,292	4.1	372,224	1.5
純資産合計		23,421,048	87.7	23,193,034	89.2
負債・純資産合計		26,695,282	100.0	26,012,920	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業収益					
委託者報酬		10,939,446		14,374,812	
その他営業収益		12,809		10,965	
営業収益計		10,952,255	100.0	14,385,778	100.0
営業費用					
支払手数料	1	6,093,495		8,411,774	
広告宣伝費		174,396		311,260	
公告費		7,042		2,777	
受益証券発行費		22,059		-	
調査費		584,009		674,282	
調査費	1	202,029		227,374	
委託調査費	1	374,742		439,682	
図書費		7,238		7,225	
委託計算費		263,384		271,821	
営業雑経費		208,768		231,636	
通信費		33,098		36,001	
印刷費		145,607		165,972	
協会費		7,733		8,068	
諸会費		2,895		3,042	
その他		19,433		18,551	
営業費用計		7,353,156	67.1	9,903,552	68.9
一般管理費					
給料		1,317,341		1,315,872	
役員報酬	2	83,730		92,870	
給料・手当		925,374		1,011,601	
賞与		246,436		211,401	
退職金		61,800		-	
交際費		14,653		22,313	
寄付金		1,132		6,887	
旅費交通費		61,787		80,261	
租税公課		39,954		100,161	
不動産賃借料		164,178		172,666	
賞与引当金繰入		224,500		245,300	
役員賞与引当金繰入		27,500		32,000	
役員退職慰労引当金繰入		26,258		30,200	
退職給付費用		74,639		89,752	
減価償却費		37,014		62,851	
諸経費		371,400		405,231	
一般管理費計		2,360,360	21.6	2,563,498	17.8
営業利益		1,238,738	11.3	1,918,726	13.3

		第47期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第48期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
営業外収益	3			2.8			2.3
受取配当金			129,126			152,404	
有価証券利息			36,812			89,726	
受取利息			26,384			28,590	
時効成立分配金・償還金			106,556			50,555	
雑益			11,437			6,789	
営業外収益計			310,316		328,066		
営業外費用				0.1			0.1
時効成立後支払分配金・償還金			3,330			20,051	
情報端末解約金			3,163			-	
雑損		737			482		
営業外費用計		7,231			20,533		
経常利益			1,541,823		14.1		
特別利益	3			5.4			3.6
固定資産売却益			17,555			-	
投資有価証券売却益			544,757			527,548	
貸倒引当金戻入益			27,360			208	
特別利益計			589,672			527,756	
特別損失	4			2.3			0.0
ゴルフ会員権売却損			22,190			-	
固定資産除却損			2,885			673	
投資有価証券売却損			2,509			1,639	
電話加入権評価損			-			242	
役員退職慰労引当金繰入			21,258			-	
システム移行損失			199,990			-	
特別損失計			248,834			2,555	
税引前当期純利益	5		1,882,661	17.2		2,751,460	19.1
法人税、住民税及び事業税		790,694			1,073,360		
法人税等調整額		157,465	633,229	5.8	75,379	1,148,740	8.0
当期純利益			1,249,431	11.4		1,602,720	11.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
			資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
		特別償却 準備金			別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成18年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	4,244	12,118,000	2,038,812
事業年度中の変動額						

剰余金の配当（注）						729,110
役員賞与の支給（注）						11,500
当期純利益						1,249,431
自己株式の取得						
自己株式の処分						
特別償却準備金の取崩（注）				1,414		1,414
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）				2,829		511,650
平成19年3月31日残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	4,616	21,802,933	1,582,341	23,385,275
事業年度中の変動額				
剰余金の配当（注）		729,110		729,110
役員賞与の支給（注）		11,500		11,500
当期純利益		1,249,431		1,249,431
自己株式の取得				
自己株式の処分				
特別償却準備金の取崩（注）		-		-
特別償却準備金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			473,049	473,049
事業年度中の変動額合計（千円）		508,821	473,049	35,772
平成19年3月31日 残高（千円）	4,616	22,311,755	1,109,292	23,421,048

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金			
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		
				特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成19年3月31日 残高（千円）	4,524,300	2,761,700	360,493	1,414	12,118,000	2,550,463
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						1,093,665
当期純利益						1,602,720
特別償却準備金の取崩				1,414		1,414
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						

	—	平成19年度法人税法の改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	—	(追加情報) 平成19年度法人税法改正に伴い「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第81号 平成19年4月25日）が平成19年4月1日以降終了する事業年度から適用されることになったことから、当期より同取扱いを適用し、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。
3. 引当金の計上基準	(2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 (3)役員賞与引当金	(2)無形固定資産 同左 (1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金

	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。 （会計方針の変更） 当期より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号平成17年11月29日）を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ27,500千円減少しております。	役員賞与の支出に備えるため、支給見込額の当期対応分を計上しております。
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
3．引当金の計上基準	(4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 （会計方針の変更）	(4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。

	役員退職慰労金につきましては、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より役員退職慰労金規程に基づく当期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 この変更は、当期に役員退職慰労金規程が整備されたことを機に、役員の退職時の費用を在任期間中に適正に配分し、期間損益の適正化及び財政状態の健全化を図るためのものであります。 この変更により、当期の発生額26,258千円は営業費用及び一般管理費に計上し、過年度相当額21,258千円は特別損失として計上しております。 この結果、従来の方によった場合と比較して、営業利益及び経常利益は26,258千円減少し、税引前当期純利益は47,516千円減少しております。	
--	---	--

重要な会計方針

項目	第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3．引当金の計上基準	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。 (表示方法の変更) 従来、退職給付引当金に含めて表示しておりました執行役員退職慰労引当金は、当期より区分掲記することとしました。なお、前期の退職給付引当金に含まれている執行役員退職慰労引当金は22,750千円であります。	(6)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
4．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当期の費用として処理しております。	消費税等の会計処理方法 同左

会計処理方法の変更

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。
 これによる損益に与える影響はありません。
 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は23,421,048千円であります。
 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払委託金 1,251千円 未払手数料 1,068,635千円 未払費用 7,400千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 64,325千円 器具備品 322,835千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 33,061千円	1. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 876,116千円 未払費用 4,915千円 2. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 69,159千円 器具備品 326,412千円 3. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 81,323千円

（損益計算書関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 4,906,202千円 調査費 2,400千円 委託調査費 61,007千円 2. 役員報酬の範囲額 取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内 3. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。 建物 12,118千円 土地 5,437千円 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 建物 27千円 器具・備品 2,858千円 5. 法人税、住民税及び事業税790,694千円のうち法人税は539,732千円、住民税は115,638千円、事業税135,323千円であります。	1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 支払手数料 7,030,935千円 2. 役員報酬の範囲額 同左 3. — 4. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 器具・備品 673千円 5. 法人税、住民税及び事業税1,073,360千円のうち法人税は733,532千円、住民税は155,739千円、事業税184,088千円あります。

（株主資本等変動計算書関係）

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	729,110	400	平成18年3月31日	平成18年6月26日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	1,093,665	600	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(リース取引関係)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)

器具備品	122,061	30,641	91,420
合計	122,061	30,641	91,420

(2)未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	23,917千円
1年超	68,787千円
合計	92,705千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	22,499千円
減価償却費相当額	21,647千円
支払利息相当額	1,826千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

器具備品	152,354	56,731	95,623
合計	152,354	56,731	95,623

(2)未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年内	30,070千円
1年超	67,456千円
合計	97,527千円

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	27,621千円
減価償却費相当額	26,089千円
支払利息相当額	2,150千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5)利息相当額の算定方法

同左

(減損損失について)

同左

(有価証券関係)

第47期（平成19年3月31日）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	1,693,991	1,694,790	798
	(2)社債	2,510,926	2,512,420	1,493
	(3)その他	-	-	-
	小計	4,204,917	4,207,210	2,292
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,276	497,950	2,326
	(2)社債	7,794,370	7,777,370	17,000
	(3)その他	-	-	-
	小計	8,294,646	8,275,320	19,326
合計		12,499,564	12,482,530	17,034

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	675,760	874,572	198,811
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,253,422	4,705,701	1,452,278
	小計	3,929,183	5,580,273	1,651,089
	(1)株式	-	-	-

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	301,398	293,485	7,912
	小計	301,398	293,485	7,912
合計		4,230,582	5,873,759	1,643,177

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
1,657,574	544,757	2,509

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．その他有価証券	
（１）非上場株式（店頭売買株式を除く）	345,418
（２）MMF	516,043
３．関連会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
（１）国債・地方債等	1,693,991	500,276	-	-
（２）社債	3,807,938	6,497,358	-	-
（３）その他	-	-	-	-
２．その他 投資信託	1,395	-	-	-
合計	5,503,325	6,997,634	-	-

第48期（平成20年3月31日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	-	-	-
	(2)社債	6,402,910	6,407,200	4,289
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,402,910	6,407,200	4,289
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	500,118	499,800	318
	(2)社債	4,500,562	4,497,210	3,352
	(3)その他	-	-	-
	小計	5,000,681	4,997,010	3,671
合計		11,403,591	11,404,210	618

２．その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
	(1)株式	45,457	60,858	15,400

貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	2,032,733	2,544,471	511,738
	小計	2,078,190	2,605,329	527,139
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	3,271,046	3,144,344	126,701
	小計	3,271,046	3,144,344	126,701
合計		5,349,237	5,749,674	400,437

３．当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
2,163,885	527,548	1,639

４．時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
１．満期保有目的の債券	-
２．その他有価証券	
(1)非上場株式	341,418
(2)MMF	518,306
３．関係会社株式	77,100

５．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超５年以内 (千円)	５年超１０年以内 (千円)	１０年超 (千円)
１．債券				
(1)国債・地方債等	500,118	-	-	-
(2)社債	9,905,329	998,143	-	-
(3)その他	-	-	-	-
２．その他 投資信託	-	-	-	-
合計	10,405,448	998,143	-	-

（デリバティブ取引関係）

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバラン型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)退職給付債務	761,610	858,532
(2)年金資産	829,932	809,433
(3)未積立退職給付債務(1) + (2)	68,321	49,099
(4)未認識数理計算上の差異	121,883	368,695
(5)未認識過去勤務債務（債務の減額）	173,918	149,170
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5)	16,287	170,425
(7)前払年金費用	16,287	355,950
(8)退職給付引当金(6) - (7)	-	185,524

３．退職給付費用に関する事項

	第47期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第48期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	千円	千円
(1)勤務費用	72,250	80,719
(2)利息費用	13,897	15,232
(3)期待運用収益（減算）	13,848	16,598
(4)数理計算上の差異の費用処理額	16,828	23,562
(5)過去勤務債務の費用処理額	24,747	24,747
(6)退職給付費用(1) + (2) - (3) + (4) + (5)	64,381	78,167
(7)その他	10,257	11,585
計(6) + (7)	74,639	89,752

（注）１．執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額（第47期 23,333千円、第48期 30,416千円）については

「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

２．「(7)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

４．退職給付債務の計算基礎

	第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.0%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

（税効果会計関係）

第47期 (平成19年3月31日)	第48期 (平成20年3月31日)
----------------------	----------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 <table> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td>1,399</td></tr> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>102,538</td></tr> <tr><td>減価償却費限度超過額</td><td>8,069</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>18,751</td></tr> <tr><td>受益証券発行費否認</td><td>31,343</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td>134,724</td></tr> <tr><td>非上場株式評価損否認</td><td>55,053</td></tr> <tr><td>その他投資評価損否認</td><td>6,109</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>58,467</td></tr> <tr><td>確定拠出年金移換資産否認</td><td>19,587</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>43,179</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>479,224</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td><u>72,763</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td><u>406,461</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>特別償却準備金</td><td>970</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額</td><td>668,608</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>2,691</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td><u>672,271</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産（負債）の純額</td><td><u>265,809</u></td></tr> </table> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) <table> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td>220,195</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td>486,004</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.69%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td>1.51 "</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>1.36 "</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td>0.21 "</td></tr> <tr><td>評価性引当額の影響</td><td>7.70 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>0.30 "</u></td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td><u>33.63%</u></td></tr> </table>	貸倒引当金繰入限度超過額	1,399	賞与引当金損金算入限度超過額	102,538	減価償却費限度超過額	8,069	退職給付引当金損金算入限度超過額	18,751	受益証券発行費否認	31,343	投資有価証券評価損否認	134,724	非上場株式評価損否認	55,053	その他投資評価損否認	6,109	未払事業税否認	58,467	確定拠出年金移換資産否認	19,587	その他	<u>43,179</u>	繰延税金資産小計	479,224	評価性引当額	<u>72,763</u>	繰延税金資産計	<u>406,461</u>	特別償却準備金	970	有価証券評価差額	668,608	その他	<u>2,691</u>	繰延税金負債計	<u>672,271</u>	繰延税金資産（負債）の純額	<u>265,809</u>	流動資産 - 繰延税金資産	220,195	固定負債 - 繰延税金負債	486,004	法定実効税率	40.69%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	1.51 "	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.36 "	住民税均等割等	0.21 "	評価性引当額の影響	7.70 "	その他	<u>0.30 "</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.63%</u>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳(千円) 繰延税金資産 <table> <tr><td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>112,833</td></tr> <tr><td>減価償却費限度超過額</td><td>12,223</td></tr> <tr><td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>106,617</td></tr> <tr><td>受益証券発行費否認</td><td>9,361</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損否認</td><td>134,724</td></tr> <tr><td>非上場株式評価損否認</td><td>55,053</td></tr> <tr><td>その他投資評価損否認</td><td>6,109</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td>57,176</td></tr> <tr><td>確定拠出年金移換資産否認</td><td>9,764</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>44,181</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>548,046</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td><u>75,567</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td><u>472,479</u></td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr><td>前払年金資産認容額</td><td>144,836</td></tr> <tr><td>有価証券評価差額</td><td>162,938</td></tr> <tr><td>その他</td><td><u>224</u></td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td><u>307,998</u></td></tr> <tr><td>繰延税金資産（負債）の純額</td><td><u>164,481</u></td></tr> </table> (注) 繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。(千円) <table> <tr><td>流動資産 - 繰延税金資産</td><td>207,652</td></tr> <tr><td>固定負債 - 繰延税金負債</td><td>43,170</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	賞与引当金損金算入限度超過額	112,833	減価償却費限度超過額	12,223	退職給付引当金損金算入限度超過額	106,617	受益証券発行費否認	9,361	投資有価証券評価損否認	134,724	非上場株式評価損否認	55,053	その他投資評価損否認	6,109	未払事業税否認	57,176	確定拠出年金移換資産否認	9,764	その他	<u>44,181</u>	繰延税金資産小計	548,046	評価性引当額	<u>75,567</u>	繰延税金資産計	<u>472,479</u>	前払年金資産認容額	144,836	有価証券評価差額	162,938	その他	<u>224</u>	繰延税金負債計	<u>307,998</u>	繰延税金資産（負債）の純額	<u>164,481</u>	流動資産 - 繰延税金資産	207,652	固定負債 - 繰延税金負債	43,170
貸倒引当金繰入限度超過額	1,399																																																																																																		
賞与引当金損金算入限度超過額	102,538																																																																																																		
減価償却費限度超過額	8,069																																																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	18,751																																																																																																		
受益証券発行費否認	31,343																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	134,724																																																																																																		
非上場株式評価損否認	55,053																																																																																																		
その他投資評価損否認	6,109																																																																																																		
未払事業税否認	58,467																																																																																																		
確定拠出年金移換資産否認	19,587																																																																																																		
その他	<u>43,179</u>																																																																																																		
繰延税金資産小計	479,224																																																																																																		
評価性引当額	<u>72,763</u>																																																																																																		
繰延税金資産計	<u>406,461</u>																																																																																																		
特別償却準備金	970																																																																																																		
有価証券評価差額	668,608																																																																																																		
その他	<u>2,691</u>																																																																																																		
繰延税金負債計	<u>672,271</u>																																																																																																		
繰延税金資産（負債）の純額	<u>265,809</u>																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	220,195																																																																																																		
固定負債 - 繰延税金負債	486,004																																																																																																		
法定実効税率	40.69%																																																																																																		
(調整)																																																																																																			
交際費等永久に損金算入されない項目	1.51 "																																																																																																		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.36 "																																																																																																		
住民税均等割等	0.21 "																																																																																																		
評価性引当額の影響	7.70 "																																																																																																		
その他	<u>0.30 "</u>																																																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>33.63%</u>																																																																																																		
賞与引当金損金算入限度超過額	112,833																																																																																																		
減価償却費限度超過額	12,223																																																																																																		
退職給付引当金損金算入限度超過額	106,617																																																																																																		
受益証券発行費否認	9,361																																																																																																		
投資有価証券評価損否認	134,724																																																																																																		
非上場株式評価損否認	55,053																																																																																																		
その他投資評価損否認	6,109																																																																																																		
未払事業税否認	57,176																																																																																																		
確定拠出年金移換資産否認	9,764																																																																																																		
その他	<u>44,181</u>																																																																																																		
繰延税金資産小計	548,046																																																																																																		
評価性引当額	<u>75,567</u>																																																																																																		
繰延税金資産計	<u>472,479</u>																																																																																																		
前払年金資産認容額	144,836																																																																																																		
有価証券評価差額	162,938																																																																																																		
その他	<u>224</u>																																																																																																		
繰延税金負債計	<u>307,998</u>																																																																																																		
繰延税金資産（負債）の純額	<u>164,481</u>																																																																																																		
流動資産 - 繰延税金資産	207,652																																																																																																		
固定負債 - 繰延税金負債	43,170																																																																																																		

(関連当事者との取引)

第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事実上の関係				
親会社	新光証券株式会社	東京都中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の投資信託受益証券の募集・販売	債券等の現先取引 (注1)	13,928,570		

							当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2) 証券投資信 託受益証券 に係る収益 分配金及び 償還金の信 託約款に基 づく支払委 託	4,906,202	未払手数料	1,068,635
								30,098,816	支払委託 金	1,251

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
- 2．代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	2,890,000	不動産 賃貸業	直接 10.00	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注)1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注)2	149,941	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注)2	11,665	その他 未払金	1,199
								システム 移行費用	82,885		

（注）取引条件及び取引条件の決定方法等

- 1．事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
- 2．計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- 3．取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

第48期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1．親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社	新光証券 株式会社	東京都 中央区	125,167,284	証券業	(被所有) 直接76.54 間接 7.04	1名	当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売	債券等の現 先取引 (注1)	1,498,333	短期 貸付金	-

								当社設定の 投資信託受 益証券の募 集・販売に 係る代行手 数料の支払 い (注2)	7,030,935	未払手 数料	876,116
--	--	--	--	--	--	--	--	---	-----------	-----------	---------

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 有(被所有)割 合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事実上 の関係				
親会社 の子会 社	新光ビル ディング 株式会社	東京都 中央区	4,110,000	不動産 賃貸業	直接 4.05	なし	事務所の 賃借	事務所の 賃借 (注)1	130,976	長期差 入保証 金	87,303
親会社 の子会 社	日本証券 テクノロ ジー株式 会社	東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	なし	計算業務 の委託	計算委託 料支払 (注)2	46,584	その他 未払金	4,076
								ハウジン グサービ ス料支払 (注)2	13,704	その他 未払金	1,199

(注) 取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
3. 取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第47期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	第48期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額 12,849円10銭 1株当たり当期純利益 685円45銭	1株当たり純資産額 12,724円01銭 1株当たり当期純利益 879円27銭
（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,421,048千円 普通株式に係る純資産額23,421,048千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,249,431千円 普通株式に係る当期純利益1,249,431千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株	（注）１．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 純資産の部の合計額 23,193,034千円 普通株式に係る純資産額23,193,034千円 普通株式の発行済株式数 1,823千株 普通株式の自己株式数 0千株 １株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数 1,822千株 ２．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 ３．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 損益計算書上の当期純利益1,602,720千円 普通株式に係る当期純利益1,602,720千円 普通株主に帰属しない金額 - 千円 普通株式の期中平均株式数 1,822千株

（重要な後発事象）

第47期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第48期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
該当事項はありません	同左

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		6,242,750	
有価証券		6,325,759	
未収委託者報酬		1,590,396	
繰延税金資産		105,871	
その他	2	1,180,865	
流動資産合計		15,445,644	65.4
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		42,296	
器具・備品		46,905	
リース資産		86,404	
有形固定資産計		175,606	0.8
無形固定資産			
ソフトウェア		143,160	
その他		91	
無形固定資産計		143,251	0.6
投資その他の資産			
投資有価証券		7,253,988	
長期繰延税金資産		1,649	
前払年金費用		420,753	
その他		164,258	
投資その他の資産計		7,840,650	33.2
固定資産合計		8,159,508	34.6
資産合計		23,605,153	100.0

		第49期中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
未払金			
未払収益分配金		1,511	
未払償還金		99,012	
未払手数料		858,855	
その他未払金		76,270	
未払金計		1,035,650	
未払法人税等		150,960	

未払消費税等	9,207	
賞与引当金	150,000	
リース債務	31,278	
その他	122,743	
流動負債合計	1,499,840	6.4
固定負債		
退職給付引当金	180,690	
役員退職慰労引当金	41,458	
執行役員退職慰労引当金	84,416	
長期リース債務	55,790	
固定負債合計	362,356	1.5
負債合計	1,862,197	7.9
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	4,524,300	19.2
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	
資本剰余金合計	2,761,700	11.7
利益剰余金		
利益準備金	360,493	
その他利益剰余金		
別途積立金	12,118,000	
繰越利益剰余金	2,053,208	
その他利益剰余金計	14,171,208	
利益剰余金合計	14,531,701	61.5
自己株式	4,616	0.0
株主資本合計	21,813,085	92.4
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	70,129	0.3
評価・換算差額等合計	70,129	0.3
純資産合計	21,742,955	92.1
負債純資産合計	23,605,153	100.0

(2) 中間損益計算書

		第49期中間会計期間 (自 平成20年4月 1 日 至 平成20年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			
委託者報酬		6,097,283	
その他営業収益		4,789	
営業収益合計		6,102,073	100.0
営業費用及び一般管理費	1,2	5,551,476	91.0
営業利益		550,597	9.0
営業外収益			
受取配当金		15,266	
有価証券利息		36,117	
受取利息		20,418	
時効成立分配金・償還金		22,444	
その他		3,496	
営業外収益合計		97,743	1.6

営業外費用			
支払利息		1,320	
時効成立後支払分配金・償還金		4,697	
その他		962	
営業外費用合計		6,980	0.1
経常利益		641,361	10.5
特別利益			
投資有価証券売却益		184,750	
特別利益合計		184,750	3.0
特別損失			
投資有価証券売却損		3,180	
固定資産除却損		599	
特別損失合計		3,779	0.0
税引前中間純利益		822,332	13.5
法人税、住民税及び事業税		147,411	2.4
法人税等調整額		133,285	2.2
中間純利益		541,634	8.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第49期中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）（単位 千円）

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金		
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金	
				別途 積立金	繰越利益 剰余金
平成20年3月31日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	3,060,933
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					1,549,359
中間純利益					541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）					
中間会計期間中の変動額合計					1,007,725
平成20年9月30日残高	4,524,300	2,761,700	360,493	12,118,000	2,053,208

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日残高	4,616	22,820,810	372,224	23,193,034
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当		1,549,359		1,549,359
中間純利益		541,634		541,634
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）			442,353	442,353
中間会計期間中の変動額合計		1,007,725	442,353	1,450,078

平成20年9月30日残高	4,616	21,813,085	70,129	21,742,955
--------------	-------	------------	--------	------------

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） 関係会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～47年 器具備品 2～20年 (2)無形固定資産 定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

項 目	第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
-----	---

3．引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5)執行役員退職慰労引当金 執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。
------------	--

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
--

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

当中間会計期間から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

（リース取引に関する会計基準）

当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前年度末における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上しております。（リース取引に関する会計基準の適用指針第78項）

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
1．有形固定資産の減価償却累計額	413,701千円
2．担保受入金融資産	このうち現先取引による短期貸付金は 998,893千円であり、当該現先取引にかかる 担保受入有価証券の時価は998,950千円であり ます。

（中間損益計算書関係）

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
1．役員報酬の範囲	取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内
2．減価償却実施額	有形固定資産 24,300千円 無形固定資産 24,814千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	474	-	-	474

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,549,359	850	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(リース取引関係)

第49期中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース資産の内容 有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。 リース資産の減価償却方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却方法 (3)リース資産」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)国債・地方債等	500,039	499,900	139
(2)社債	6,205,193	6,201,330	3,863
(3)その他	-	-	-
合計	6,705,233	6,701,230	4,003

２．その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1)株式	45,457	69,457	24,000
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-

社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	6,009,331	5,867,088	142,242
合計	6,054,788	5,936,545	118,242

３．時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額（千円）
(1)関連会社株式	77,100
(2)その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	341,418
MMF	519,450

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成20年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	11,928円48銭
1株当たり中間純利益	297円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

１．１株当たり純資産額

項 目	第49期中間会計期間末 （平成20年9月30日）
純資産の部の合計額（千円）	21,742,955
普通株式に係る純資産額（千円）	21,742,955
普通株式の発行済株式数（千株）	1,823
普通株式の自己株式数（千株）	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数（千株）	1,822

２．１株当たり中間純利益

項 目	第49期中間会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）
中間純利益（千円）	541,634
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	541,634
期中平均株式数（千株）	1,822

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）（４）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

a．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

b．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) みずほ信託銀行株式会社（「受託者」）

a．資本金の額

平成20年12月末日現在、247,231百万円

b．事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

（平成20年12月末日現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	650,000	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
第一生命保険相互会社	420,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

（「基金」及び「基金償却積立金」の総額）

2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行ないます。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2) 投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務

「販売会社」は以下の業務を行ないます。

- (1) 募集・販売の取扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (5) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (6) 受益者に対する運用報告書の交付
- (7) 所得税および地方税の源泉徴収
- (8) その他上記業務に付随する一切の業務

3【資本関係】

- (1) 新光証券株式会社は、委託者の株式の76.4%を所有しています。
- (2) 株式会社みずほ銀行は、委託者の株式の4.9%を所有しています。
- (注) 関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が1.0%以上のものを記載しています。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（投資信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を提出しております。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	平成20年 2 月15日
有価証券報告書	平成20年 2 月15日
半期報告書	平成20年 8 月13日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年 2 月 1 日 平成20年 6 月10日 平成20年 8 月13日
有価証券報告書の訂正報告書	平成20年 6 月10日
半期報告書の訂正報告書	平成20年 6 月10日

独立監査人の監査報告書

平成19年 6月22日

新 光 投 信 株 式 会 社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代 表 社 員	公認会計士	横 川 三 喜 雄
業務執行社員		

代 表 社 員	公認会計士	窪 田 健 一
業務執行社員		

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針 3 引当金の計上基準 (5) 役員退職慰労引当金の（会計方針の変更）に記載のとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	窪田 健一
----------------	-------	-------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	三枝 哲
----------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月30日

新光投信株式会社
取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員	公認会計士	窪田 健一
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	三枝 哲
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

（ ） 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月24日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中俊之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコア30インデックス（DC年金）の平成19年11月16日から平成20年11月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コア30インデックス（DC年金）の平成20年11月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年12月25日

新光投信株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	田中俊之
業務執行社員	公認会計士	伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているコア30インデックス（DC年金）の平成18年11月16日から平成19年11月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コア30インデックス（DC年金）の平成19年11月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)